

# 上田市 犯罪被害者等 支援条例

を制定しました  
(令和6年4月1日施行)

犯罪の被害に遭われた方や  
そのご家族・ご遺族を支援し、

適切かつ途切れることのない  
支援を行います

## 基本理念(第3条)

犯罪被害者等の支援は、次の基本理念に基づき行います。

- (1) 犯罪被害者等の個人の尊厳を尊重して行います。
- (2) 犯罪被害者等の置かれている状況等に応じるとともに二次被害が生じることのないよう配慮して行います。
- (3) 迅速・公正に途切れることなく行います。
- (4) 市民等、関係機関等、事業者が連携して推進します。

## 市の責務

基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援のための  
施策を推進するものとします。

## 市が実施する支援



相談及び情報の  
提供等  
(第7条)



日常生活  
の支援  
(第8条)



居住の安定  
(第9条)



雇用の安定  
(第10条)



経済的負担  
の軽減  
(第11条)

## 【問い合わせ先・申請窓口】

上田市人権共生課

〒386-0014 上田市材木町1丁目2-2 市民プラザ・ゆう

☎ 0268-23-5393 (FAX兼用) ✉ [jinkenkyosei@city.ueda.nagano.jp](mailto:jinkenkyosei@city.ueda.nagano.jp)

# 犯罪被害に遭われた方・ご家族・ご遺族の方へ

殺人や傷害など故意の犯罪行為により被害に遭われたご本人やご家族※又はご遺族※に見舞金の支給及び日常生活支援給付金の給付を行います。

※配偶者(事実婚含む。)、2親等以内の親族(養子縁組含む。)

## 対象の犯罪

殺人罪、傷害罪、傷害致死罪など

(日本国内、日本国外の日本船舶、日本航空機内において行われた、人の生命・身体を害する罪に当たる行為(過失犯を除く)で、警察に被害が認知されるもの。)

## 見舞金の種類・支給額・対象者

**遺族見舞金** 30万円 犯罪行為が行われたときに市民であった 第1順位となるご遺族

**重傷病見舞金** 10万円 犯罪行為が行われたときに市民であった 被害者本人

## 日常生活支援給付金の種類・給付額(1時間又は1回の上限額)・対象者

家事、育児、  
介護



5,000円  
(72時間まで)

一時保育



2,400円  
(10回まで)

配食サービス



1,000円  
(利用初日から起算して30日まで)

転居



20万円  
(2回まで)

カウンセリング



5,000円  
(10回まで)

弁護士相談



5,000円  
(3回まで)

弁護士による  
報道対応



23万円  
(1回まで)

当該支援を受ける時及び申請をする時に市民である被害者又はご家族

## 申請の期限

見舞金

犯罪被害を知った日から 1年以内  
又は犯罪被害が発生した日から 7年以内

給付金

犯罪行為があった日から 1年以内  
※助成の種類により期限が異なる場合があります。

## 申請のながれ

申請に必要な書類等、詳細については申請窓口にてご案内しますので、お問い合わせください。

事前  
相談

人権共生課へ  
申請書類を提出

申請内容確認・審査  
※警察等への照会

対象

交付

対象外

不交付